(目的)

- 第1条 この要綱は、地域における育児に関する援助活動(以下「援助活動」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、仕事と育児を両立することができる環境の整備及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 (センターの設置)
- 第2条 援助活動を実施するため、育児の援助を行いたい者と受けたい者を会員とする田原市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。) を設置するものとする。

(センターの事業)

- 第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) センターの会員(以下「会員」という。)の募集及び登録
 - (2) 会員間における援助活動の調整
 - (3) 会員を対象とする説明会、講習会及び交流会
 - (4) センターの広報
 - (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業 (実施主体等)
- 第4条 センターの実施主体は、田原市とする。
- 2 センターの代表者は、田原市長(以下「市長」という。)とする。
- 3 センターの事務所は、田原市田原町西大浜13番地1 (田原市親子交流館内) に置く。

(受付時間)

第5条 センターの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

- 第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(アドバイザー)

第7条 センターの事業の円滑な実施を図るため、センターにアドバイザーを 置く。

(会則)

第8条 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。